5 - 1 課税状況

(1) 锂稻状况

(1)	-	課稅	1/1/. <u> </u>													相	続	人	の	3	数		金	È			1	額	
															外						人 -	外							一円
取		:	得		ļ	团		盾	Ĕ		価	i		額						2	, 952					22	20,8	317,2	229
相	続	時	精	青 :	算	課	税	適	月] [d 1	産	価	額							121			5,842,15					159
債			務	务			控			ß	余			額						1,	,604					1	1,4	139,3	333
暦	年	≣	課	税	. 3	ή	贈	Ę	<u> </u>	財	産	1	価	額							354						1,3	313,3	333
課				7	棁				佰	ī				格	実					2	, 961					21	6,5	533,3	388
					算 出 税								額						2	, 930					3	35,5	558,3	315	
相	続	ā 7	脱	額	2		割		ţ	ıΠ		算		額							276						2	240,1	163
									Ì	it					実					2	,930					3	35,7	798,4	478
					暦	年	i	果	税	分	ļ	始目	与	税							119							46,	755
					配				ſ	禺				者							448						9,4	158,0	089
					未			成			年			者							27							9,6	663
税	額	į į	空	除	障				9	害				者							96						1	105,8	305
					相			次			相			続							79						2	105,8	309
					外			国			税			額							-								-
									Ì	it					実						738					1	0,0)26,	121
差				i	31				移	ŧ				額	実					2	,551					2	25,7	772,3	357
相	続	時	精	算	課	税	分	贈	与	税	額	控	除	額							37						7	765,0	074
小														計						2	, 545					2	25,0	07,2	283
農		地		等		納		税		猶		予		額							2						1	138,6	699
株		式		等		納		税		猶		予		額							2						2	206,	104
		<i>,</i> ,_	TAL	* *	納			付			税			額	実					2,	, 545					2	24,6	97,9	995
甲	告	納	柷	頟	還			付			税			額	実						17							35,5	515
災	害	減	免	法	第	4	条	に	ょ	る	免	除	税	額							-								-
遺	Ē	Ĭ	ات	1	系	る	;	基	砝	ŧ	控	ß	余	額						1,	,043					8	3,1	170,0	000

平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 調査対象等:

- (注)
- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

(2)	課柷状次	の累年比較								
年	分	i	课税価格	相続税額	税額控除	4	内付税額	ì	置付税額	被相続人の数
_	,,	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	IX-TOTAL/COVEX
		人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	٨
平瓦	19年分	2,619	189,358,380	29,566,575	9,165,704	2,271	20,099,393	4	7,354	888
平瓦	1 20 年 分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	7	8,721	942
平瓦	1 21 年 分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平瓦	丸 22 年 分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954
平瓦	丸 23 年 分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	2,545	24,697,995	17	35,515	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(3)			₹税状況 課 ः	税価	格	納	付 税 額	被相続人
税	務署	名	相続人の数	金	額	相続人の数	金額	が行続への数
			人		千円	人	千円	Д
札	幌	中	38		2,768,527	32	377,080	13
札	幌	北	415		28,180,989	368	3,425,627	138
札	幌	南	363		25,640,915	312	2,621,512	132
札	幌	西	444		49,261,573	382	7,515,153	153
札	幌	東	224 17,55		17,553,884	198	2,051,433	80
函		館	240		17,934,446	218	2,018,425	90
小		樽	53		3,527,778	50	450,218	21
旭	Ш	中	68		4,561,675	60	430,348	25
旭	Ш	東	133		8,130,960	111	883,154	46
室		蘭	63		5,447,512	53	984,117	25
釧		路	75		6,041,679	66	657,088	29
帯		広	196		12,948,996	169	1,050,069	66
北		見	70		3,231,988	51	145,960	24
岩	見	沢	107		5,913,974	81	384,878	35
網		走	45		2,015,406	40	83,207	13
留		萌	Х		Х	Х	Х	Х
苫	小	牧	61		2,984,895	55	109,336	23
稚		内	36		2,380,026	32	173,087	16
紋		別	33		2,097,058	25	216,515	11
名		寄	34		1,674,374	26	70,885	13
根		室	55		3,171,400	46	252,830	17
滝		Ш	42		2,521,297	33	241,099	15
深		Ш	13		586,093	11	21,223	6
富	良	野	23		1,082,280	17	46,887	8
八		雲	16		1,038,816	15	154,838	6
江		差	10		591,044	9	44,689	3
倶	知	安	28		1,282,443	22	34,161	11
余		市	Х		Х	Х	Х	Х
浦		河	28		1,736,034	23	152,882	8
+	勝池	田	36		1,715,589	30	80,411	12
	合 計		2,961		216,533,388	2,545	24,697,995	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

	<u>)処理の状況</u>		課	税			納付			
X	分	相	続人の数	.,,	金額	朴	続人の数	税 額 金 額	┪被	相続人の数
			人		千円		人	千円	}	人
	申 告 額		2,971		216,694,310		2,546	24,678,657		1,043
	修正申告による増差額		58		77,619		80	36,027		30
本年分	更正による増差額		-		-		-	-		-
4 4 万	更正等による減差額		23		238,541		28	16,690		13
	決 定 額		-		-		-	-		-
	計	実	2,961		216,533,388	実	2,545	24,697,995	実	1,043
	申 告 額		132		6,293,066		111	331,012		56
	修正申告による増差額		637		6,459,427		828	1,192,159		321
過 年 分	更正による増差額		4		128,139		5	29,854		3
過千刀	更正等による減差額		118		1,269,725		143	328,593		84
	決 定 額		1		392		1	106		1
	計	実	883		11,611,299	実	1,074	1,224,538	実	393
	申 告 額		3,103		222,987,376		2,657	25,009,669		1,099
	修正申告による増差額		695		6,537,046		908	1,228,186		351
合 計	更正による増差額		4		128,139		5	29,854		3
	更正等による減差額		141		1,508,266		171	345,282		97
	決 定 額		1		392		1	106		1
	計		3,844		228,144,687	実	3,619	25,922,533	実	1,436

調査対象等:

「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日)から平成24年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

(3)	/JH JT	小ルマノイ	<i>////</i> L					
X	区分		過少申告	5加算税	無申告	加算税	重加	算 税
		ת	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	4	197	38	3,697	-	-
過	年	分	583	87,851	112	26,903	57	114,925
合		計	587	88,048	150	30,600	57	114,925

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

<u>(1)</u> 人貝、課稅	価格及ひ税	餅						
課税価格	路階級	被相続人の数	税価			贈与財産価額		法定相続人の数
		人		千円	千円	千円	千円	人
1 億	円以下	278	23,179	9,841	399,518	96,176	358,167	612
1 億	円 超	498	69,532	2,936	980,564	605,458	2,916,107	1,547
2	"	133	32,04	0,011	434,709	261,300	3,146,261	439
3	"	78	29,24	3,627	743,308	127,756	4,150,288	288
5	"	21	11,98	5,668	128,579	55,645	2,595,515	70
7	"	18	15,35	3,252	67,412	76,981	3,024,594	73
10	"	14	17,410	6,645	961,668	51,240	4,048,473	59
20	"	1	2,26	9,197	-	5,400	867,086	5
30	"	-		-	-	-	-	-
50	"	-		-	-	-	-	-
70	"	2	15,67	3,133	2,116,400	20,000	3,572,167	9
100	"	-		-	-	-	-	-
合	計	1,043	216,69	4,310	5,832,159	1,299,956	24,678,657	3,102

調査対象等: 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続 人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までに提出された「申告書(修正申 告書を除く。)」に基づいて作成した。 _(2) 法定相続人員別の被相続人数

: 課	税				\		法元	官相続	人員	別被	相続っ	人数			
課 階	176	価 格	į	0 人 のもの	1 人 のもの	2 人 のもの	3 人 のもの	4 人 のもの	5 人 のもの	6 人 のもの	7 人 のもの	8 人 のもの	9 人 のもの	10 人 のもの	10人超 のもの
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円以	下	4	76	87	82	29	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円	超	3	38	112	197	100	25	11	4	3	2	1	2
2		"		1	8	31	43	29	12	5	1	1	1	1	-
3		"		-	4	17	20	19	10	3	2	1	-	-	2
5		"		-	3	4	5	6	1	-	1	1	-	-	-
7		"		-	-	2	5	5	4	1	-	1	-	-	-
10		"		-	-	1	3	7	1	-	1	1	-	-	-
20		"		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70		"		-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
100		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合	計		8	129	254	355	196	55	20	9	8	3	2	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

	日紀人致	取	得得	財		等	の	種	類				被	相	続	人	Ø	数	取	得	財	産	価	額
			田	(耕	作権	及び	· 永	小作	権	を含	: む。	,)						人 55					42	千円 26,500
			畑	(耕	作権	及び	・ 永	小作	権	を含	む,	,)						176					6,09	9,275
	±		宅址	b (借	地	権	を	含	む	۰)						916				4	7,01	8,972
	1.0		Щ									林						159					33	8,626
	地		そ	0)	他		の		土		地						283					3,36	5,406
							計						実					943				5	57,24	8,779
家		屋		`		槓	睛		築	į		物						892				1	2,81	3,227
	事業		機械	器具	. 、 鳥	豊耕.	具、	じ	ゆう	5 器	、 1	備品						96					32	8,977
	事業 (農業)		商品、	製	品、	半製	品、	原相	材料	、鳥	貴産:	物等						23					14	7,777
	業)		売				掛					金						27					7	6,683
	用 財 産		そ	0)	他		の		財		産						55					27	8,472
	産						計						実					128					83	1,909
			特定	同	族名	会 社	の	株	式	及 7	ゾ出	占 資						280				1	2,87	2,951
	有		同上	- 以	. 外	の	株	式	及	び	出	資						623				1	0,79	5,985
	価 証 券		公	債	İ	及		び		社		債						229					5,66	8,885
	夯		投資	•	貸	付	信	託	受	益	証	券						292					6,31	7,553
							計						実					801				3	5,65	5,372
現	Ē	金	`		預	İ	Ħ.	Ì		金		等						1,040				7	6,36	2,494
家		ß	色		用			ļ	財			産						649					42	6,752
	そ		生	命	i	保		険		金		等						286				1	2,24	2,711
	の他			職	金	及	び	功] :	労	金	等						97					4,48	8,090
	の		立									木						54						9,713
	財 産		そ				の					他	1					881						4,070
Ļ							計						実					922						4,583
合	/ +	+ 4	± ^^		тм	*****************				**	/т	計						1,038						3,116
相	続	寺 米	青 算	課	税	, 適	ļ A	= !	財	産	価	額						89						2,159
	債		債		_	+			典			務	1					899						5,705
	債 務 等		葬		1	:t	計		費			用	1					970						5,216
差		 }	純			:	直	<u> </u>		価		額	実実					1,016 1,040						0,921 4,354
_	 算 贈 与								<u> </u>		产 4							189				21		9,956
課	/ 相 一	. ניאה ט	左 iiii 税		/e ·	- p/K	1元 信		= -J	\ \ \ \	/±	格	1					1,043				21		4,310
卟小			170				II.	4				10	· ·					1,043				21	0,08	7,310

調査対象等: 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。